

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	令和5年度安芸市住民税非課税世帯等価格高騰重点支援給付金に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

安芸市は、令和5年度住民税非課税世帯等価格高騰重点支援給付金に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利・利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利・利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

安芸市長

## 公表日

令和6年11月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	令和5年安芸市住民税非課税世帯等価格高騰重点支援給付金に関する事務
②事務の概要	(1)「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(重点交付金)の増額・強化について」(令和5年3月22日事務連絡)及び「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱」(令和5年3月29日改正)の趣旨等を踏まえ、令和5年度高知県安芸市住民税非課税世帯価格高騰重点支援給付金要綱に基づき実施する。基準日(令和5年6月1日)において世帯全員の令和5年度の住民税均等割が非課税である世帯に対する給付金の支給事務(令和5年11月30日終了)  (2)価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の低所得世帯枠を活用し、令和5年度高知県安芸市住民税非課税世帯価格高騰重点支援給付金実施要綱に基づき、追加支給分として実施する。基準日(令和5年12月1日)において世帯全員の令和5年度の住民税均等割が非課税である世帯に対する給付金の支給事務  (3)(2)の給付対象となる住民税非課税世帯に対するこども加算給付金の支給事務
③システムの名称	住民税非課税世帯等価格高騰重点支援給付金システム、中間サーバー、番号連携サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
住民税非課税世帯価格高騰重点支援給付金ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法 第9条第1項、別表第135の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第160項、第162項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	安芸市役所総務課総務係 (住所)〒784-8501 高知県安芸市土居82番地1 (電話番号)0887-35-1000
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	安芸市役所総務課 (住所)〒784-8501 高知県安芸市土居82番地1
9. 規則第9条第2項の適用	
[ ]適用した	

適用した理由	
--------	--

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ○ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ○ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[      ]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	令和6年9月30日で本評価書の給付事務は終了している。情報提供ネットワークシステムでの情報連携の際に手作業が介在する。情報提供ネットワークへの接続ができるパソコンへアクセスは、職員を限定したうえでID、パスワードに加え、顔認証を導入しており、離席時のログアウトも徹底している。また、複数名で確認を行うこととしている。	

## 9. 監査

実施の有無 [○] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発 [十分に行っている] <選択肢>  
1) 特に力を入れて行っている  
2) 十分に行っている  
3) 十分に行っていない

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [全項目評価又は重点項目評価を実施する]

最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
当該対策は十分か【再掲】  判断の根拠	特定個人情報は外部と分離されたサーバー以外では取り扱っておらず、取扱職員を限定している。

## 变更箇所

実行日	項目	変更前の記録	変更後の記録	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月15日	特例個人情報ファイルを取り扱う事務2事務の概要	「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「世帯給付金」といいます。）について」〔令和6年3月22日付事務連絡〕及び「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱〕〔令和6年3月29日改正〕の趣旨等を踏まえ、令和6年年度安芸安芸市住民税非課税標準地帯重点支援給付金に関する事務を実施する旨、基準日〔令和6年1月1日〕において世帯給付金の令和5年度の住民税均等割が非課税である世帯に対し、給付金を給付する事業を実施する。	「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「世帯給付金」といいます。）について」〔令和6年3月22日付事務連絡〕及び「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱〕〔令和6年3月29日改正〕の趣旨等を踏まえ、令和6年年度安芸安芸市住民税非課税標準地帯重点支援給付金に関する事務を実施する旨、基準日〔令和6年1月1日〕において世帯給付金の令和5年度の住民税均等割が非課税である世帯に対し、給付金を交付する事業を実施する。	事後	
令和6年2月15日	【関連情報】7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求権	（住所）〒784-8501 高知県安芸市矢ノ丸1丁目4-40	（住所）〒784-8501 高知県安芸市土居82番地1	事後	廃止移転
令和6年2月15日	【関連情報】8 特定個人情報の取扱いに関する問合せ	（住所）〒784-8501 高知県安芸市矢ノ丸1丁目4-40	（住所）〒784-8501 高知県安芸市土居82番地1	事後	廃止移転
令和6年5月7日	評価書名	令和5年度安芸市住民税非課税世帯価格高騰重点支援給付金に関する事務	令和5年度安芸市住民税非課税世帯価格高騰重点支援給付金に関する事務	事後	
令和6年5月7日	特例個人情報ファイルを取り扱う事務の名称	令和5年度安芸市住民税非課税世帯価格高騰重点支援給付金に関する事務	令和5年度安芸市住民税非課税世帯価格高騰重点支援給付金に関する事務	事後	
令和6年5月17日	特例個人情報ファイルを取り扱う事務の概要	「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「世帯給付金」といいます。）について」〔令和6年3月22日付事務連絡〕及び「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱〕〔令和6年3月29日改正〕の趣旨等を踏まえ、令和6年年度安芸安芸市住民税非課税標準地帯重点支援給付金に関する事務を実施する旨、基準日〔令和6年1月1日〕において世帯給付金の令和5年度の住民税均等割が非課税である世帯に対し、給付金を給付する事業を実施する。（令和6年11月30日終了）」 ■開設する事務の概要 「令和6年年度安芸市住民税非課税世帯価格高騰重点支援給付金の所持者等を生活用、令和6年年度安芸市住民税非課税世帯価格高騰重点支援給付金受給金支給義務に準じて、追加支給料として基準日〔令和6年1月1日〕において世帯給付金の令和5年度の住民税均等割が非課税である世帯に対し、給付金を給付する事務を実施する。 支給要件の確認に必要な情報等の各種情報照会や情報連携の実施。 参考書類の作成等の業務を実施するため、個人番号を利用し、情報提供ネットワークシステムに接続された機械を介し、情報連携を行う。 (変更がないため以降略)	(1)「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「世帯給付金」といいます。）について」〔令和6年3月22日付事務連絡〕及び「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱〕〔令和6年3月29日改正〕の趣旨等を踏まえ、令和6年年度安芸安芸市住民税非課税標準地帯重点支援給付金に関する事務を実施する旨、基準日〔令和6年1月1日〕において世帯給付金の令和5年度の住民税均等割が非課税である世帯に対する給付金の支給事務（令和6年11月30日終了）」  (2)高齢者対象重点支援給付金の令和6年年度安芸安芸市住民税非課税世帯価格高騰重点支援給付金受給料実施に準じて、追加支給料として、令和6年年度安芸安芸市住民税非課税世帯価格高騰重点支援給付金の令和5年度の住民税均等割が非課税である世帯に対する給付金の支給事務  (3)(2)の給付対象となる住民税非課税世帯に対することも加算給付金の支給事務  (4)住民税均等割の支給事務に対する給付金及び該当事務に対することも加算給付金の支給事務  (変更がないため以降略)	事後	
令和6年5月7日	特例個人情報ファイルを取り扱う事務3システムの名称	住民税非課税世帯価格高騰重点支援給付金システム、中间サーバー、番号連携サーバー	住民税非課税世帯価格高騰重点支援給付金システム、中间サーバー、番号連携サーバー	事後	
令和6年5月17日	3個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法 第9条第1項、別表第一の10の項・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第74条 ・公的機関の支給等の迅速かつ確実な実施のための給付金の額と登録等に関する法律 第10条	・番号法 第9条第1項、別表第一の135の項・番号法別表一の主務省令で定める事務を定める命令 第1条 ・公的機関の支給等の迅速かつ確実な実施のための給付金の額と登録等に関する法律 第10条		番号法の改正による変更
令和6年6月1日	4郵便投票ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第116条第9号、別表第二の121項 番号法別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の4	番号法第116条第9号 番号法別表第一の16条第5号に基づく主務省令第2条の委第160項、第162項		番号法の改正による変更
令和6年11月1日	IV. 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	記載無し	十分である	事後	新様式移行(令和6年10月1日施行)に伴う記載追加
令和6年11月1日	IV.8 判断の根拠	記載無し	8 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	新様式移行(令和6年10月1日施行)に伴う記載追加
令和6年11月1日	IV.11 最も優先度が高いと考えられる対策	記載無し		事後	新様式移行(令和6年10月1日施行)に伴う記載追加
令和6年11月1日	IV.11 当該対策は十分か	記載無し	十分である	事後	新様式移行(令和6年10月1日施行)に伴う記載追加
令和6年11月1日	IV.11 判断の根拠	記載無し	特定個人情報は外部と分離されたサーバー以外では取り扱っておらず、取扱職員を限定している。	事後	新様式移行(令和6年10月1日施行)に伴う記載追加